

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

静岡県立浜松工業高等学校 定時制の課程

目 次

第1章 基本的な事項

1 いじめの定義	1
2 いじめの理解	1
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの未然防止	2
(2) いじめの早期発見、早期対応	3
(3) 関係機関との連携	3

第2章 組織の設置

1 構成員	4
2 役割	4

第3章 いじめの未然防止のための対策	4, 5
--------------------	------

第4章 いじめの早期発見・早期対応	5, 6
-------------------	------

第5章 いじめに対する措置	6
---------------	---

第6章 重大事態への対処	7
--------------	---

別紙1 いじめ事案発生組織図	8
----------------	---

別紙2 いじめ防止年間計画	9
---------------	---

別紙3 いじめの早期発見年間計画	10
------------------	----

相談窓口	11
------	----

第1章 基本的な事項

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立って考えることが必要である。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、本人がいじめに気がつかなかつたりした場合もあるので、その子の周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こり得る。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられる。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかつたり問題を隠したりするような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見ている振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気をつけなければならない。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応をしなければならない。

いじめられた子どもは心身ともに傷つき、その大きさや深さは本人でなければ実感ができない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解したりしようとするのが大切である。いじめが重篤になればなるほど状況は深刻さを増し、その対応が難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要になる。いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。学校と家庭だけでなく、地域や関係機関と連携を図りながら、いじめの未然防止に取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止 ―健やかでたくましい心を育む―

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係が築かれるようにする。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながる。

健やかでたくましい心を育むためには、学校、家庭、地域がそれぞれ連携をしながら、子ども自身の自立をめざすことが大切である。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えることができる。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していく。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要となる。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるように努めていくことが大切である。

地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要がある。

学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方の違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められている。学級活動や総合的な学習の時間などを活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要となる。

学校、家庭、地域は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚しながら、責任を遂行するように努めることが大切である。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが大切である。そのためには、学校や家庭、地域が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要がある。

○早期発見 –いじめはどの子どもにも起こりうる–

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められる。いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ている。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切となる。

家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめなどが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められる。

学校においては、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要がある。日頃から、定期的なアンケート調査を実施するなど、積極的ないじめの発見に努める必要がある。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに学校や家庭へ連絡するなどして連携して対応することが重要である。

○早期対応 –いじめられている子どもの立場に立って組織的に–

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められる。

いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取り組みを確認して対応することが重要である。状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関との連携も必要である。

(3) 関係機関との連携 –専門家とつながる–

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切である。

いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような機関との適切な連携が必要となる。

- ・学校と警察や児童相談所等の関係機関との、日頃からの連絡を密にした情報共有体制の構築
- ・医療機関等の専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
- ・人権啓発センターや法務局、家庭裁判所など、学校以外の相談窓口の子どもや保護者への周知

第2章 組織の設置（校内いじめ対策委員会）

1 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、総務主任、進路指導主事、養護教諭、関係クラス担任

2 役割

- (1)構成員の決定
- (2)教職員の共通理解と意識啓発、研修の企画運営
- (3)未然防止のための具体的対策の提示と周知、年間計画の作成
- (4)早期発見のための措置の提示、年間計画の作成
- (5)早期の事実確認、情報収集、対応方法の検討・伝達
- (6)生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- (7)重大事態については、県教委への報告、被害生徒・保護者への説明、報道提供
- (8)対策の定期的検証・評価

第3章 いじめの未然防止のための対策

「暴力を伴わないいじめ」に関しては、ほとんどすべての児童生徒が被害者としてばかりでなく、加害者としても巻き込まれ、同じ年度の中でも児童生徒が入れ替わりながら次々に経験することがある。また、「目に付きにくい」ことの多い「暴力を伴わないいじめ」の場合、発見してから対応する、発見を第一に取り組むという姿勢では、手遅れになることが少なくない。つまり、あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち「未然防止の取組」を行うことが、最も合理的で最も有効な対策となる。未然防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

(1)授業改善

生徒にストレスをもたらす最大のストレスは、「友人関係にまつわる嫌なできごと」、次いで「人に負けたくないという過度の競争意識」さらに「勉強にまつわる嫌なできごと」が続く。生徒が学校で過ごす中で一番長いのは授業の時間であるため、授業中に生徒の不安や不満が高められていないかが授業改善の大きなポイントとなる。そのために「わかる授業づくり」、「すべての生徒が主体的に参加できる授業形態の工夫」を行う。

(2)道徳教育

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、各教科の授業の中、ホー

ムルーム活動、生徒会活動、学校行事、課題研究、部活動の教育活動全体を通じて指導する。

(3)情報モラル

インターネットの掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みによる「ネットいじめ」は、人権の侵害行為であり犯罪であることを強く認識させる。

(4)生徒の自主的な活動の場の設定

ホームルーム活動や生徒会活動などで、生徒が自主的にいじめについて考える機会を設ける。

(5)保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校へ連絡または相談をしてもらうように啓発する。

(6)教職員の資質向上

教職員研修を通して、いじめに関する共通理解を図るとともに、事例検討などを計画的に行い、適切な対応がとれるようにする。なお、教職員一人が対応するのではなく、組織的にどのように対応するのかを理解する。

(7)対策の検証・評価

いじめの未然防止対策の中間検証、年度末には検証と評価を行うことにより、翌年度の実施内容及び年間計画を見直し、改善を図る。

第4章 いじめの早期発見・早期対応

(1)日頃の観察と教職員間の情報共有

学級担任・教科担当・部活動顧問・委員会顧問等は、日頃の生徒のささいな変化に気づき、気づいた情報を学級担任や学年主任等と共有を図る。その情報に基づき速やかに対応する。気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのように見えるものの気になる行為があった場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモ等に残しておき、職員がいつでも情報を共有できるようにする。また、養護教諭から保健室での様子を聞いたり、保護者へ家庭で気になった様子はないかなど、きめ細かく情報交換を取るようにする。

(2)定期的な個人面談、健康調査アンケート、いじめに関するアンケートの実施

各学期当初の生徒面談・夏季休業中の三者面談を実施し、生徒個々の心の様子や変化を把握する。定期的な健康調査アンケート・いじめに関するアンケートを実施し、生徒個々の心身の健康状態を調査するとともにいじめに関しては些細な内容でも把握できるようにする。

(3)相談箱、スクールカウンセラーの活用

教育相談室の前に相談箱を設置し、無記名で投書できるようにする。定期的に来校するスクールカウンセラーを活用し、生徒・保護者が気軽に相談できる体制を作る。教職員も気になる生徒の様子をカウンセラーに伝え、どのように対応していった方がよいかアドバイスが得られように積極的に活用を図っていく。

(4)相談電話等の周知

友人・保護者・教職員に相談できないケースもあるため、「24 時間いじめ相談ダイヤル」などで相談ができることを生徒へ周知する。

第5章 いじめに対する措置

(1)早期の事実確認と組織的な対応

いじめやいじめが疑われる行為が発見された場合、校内いじめ対策委員会で、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと事実関係の把握を行う。いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒への指導など、問題が解消するまでこの校内いじめ対策委員会が遂行する。ここで、問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことではなく、生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことをいう。なお、いじめが確認された場合には、事柄が大きい小さいに関わらず県教育委員会に報告する。

(2)被害生徒への支援・加害生徒への指導、保護者対応

いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、校内いじめ委員会を活用し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめをおこなった生徒とその保護者に対する指導・助言を継続的に行う。必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように配慮する。なお、いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとりながら指導する。また、校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることも考慮する。

(3)関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、警察（スクールサポート）に相談し連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。日頃から警察や相談機関等との協力体制づくりを確立しておき、いじめが起きたときには、状況に応じて早期に対応できるようにする。

(4)関係する学級（学年、部活動）などへの指導・支援

いじめの事実を学級・学年または部員などに正確に伝え、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得ながら支援する。いじめの再発を防止するためにどうすればよいのかを生徒一人一人が考える機会をつくる。

第6章 重大事態への対処

(1) 重大事態の認知

重大事態とは、

(ア) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 生徒が自殺を企画した場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合 ・ 金銭を奪い取られた場合 等

(イ) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（概ね 30 日間）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

(ウ) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 教育委員会への報告と調査組織による調査

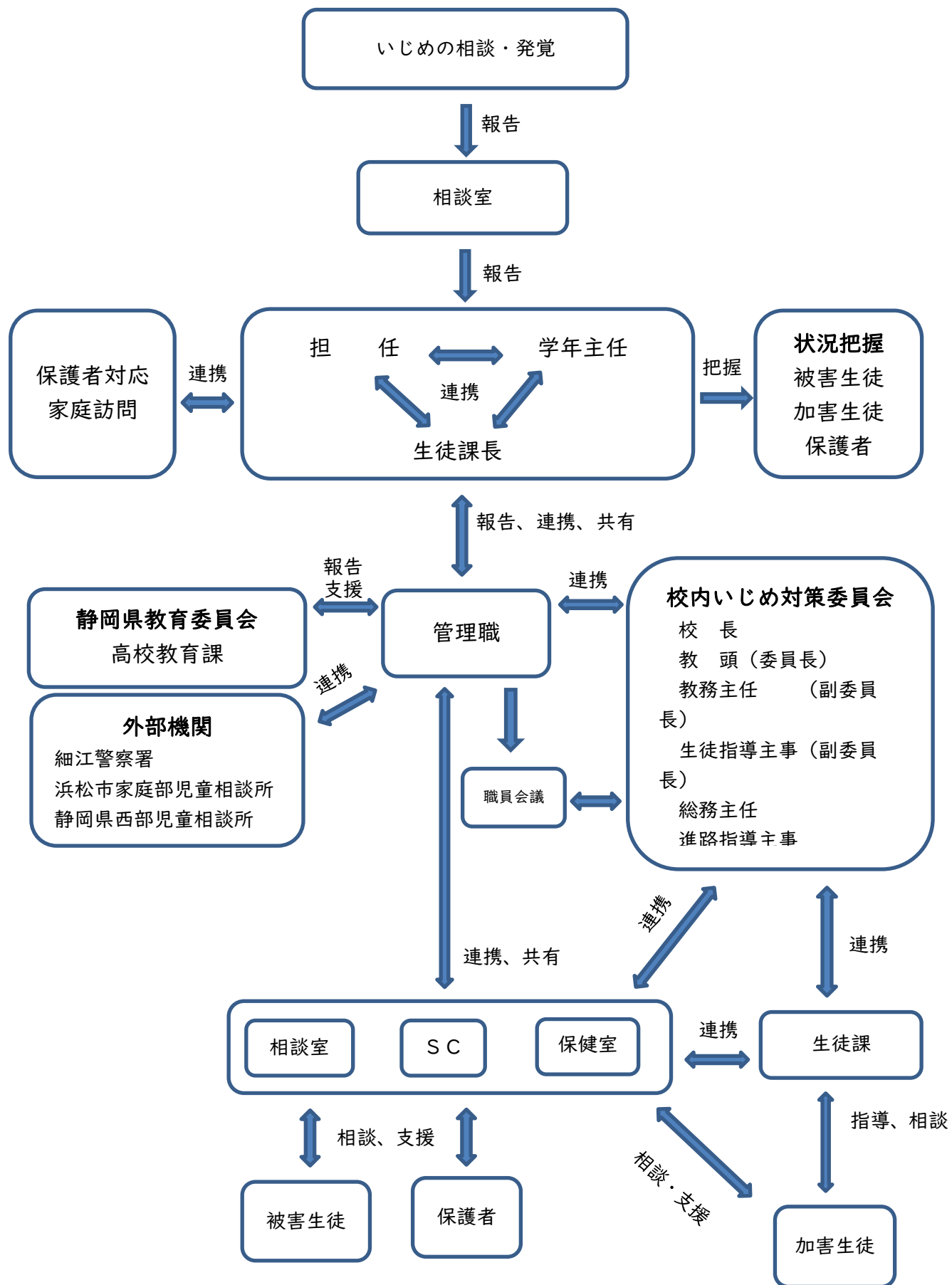
重大事態が発生した場合には、県教育委員会に事実関係を報告する。県教育委員会の判断のもと、速やかに県教育委員会または学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするための調査を行う。この際、因果関係の特定を急ぐべきものではない。なお、生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

(3) 被害生徒・保護者への情報提供

県教育委員会または学校は、いじめを受けた生徒及び保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

(4) 報道対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した状況提供を行う。



「いじめ防止」年間計画 定時制の課程

	学校行事等	家庭との連携	地域との連携
4 月	対面式 新入生オリエンテーション 面接週間	入学式 保護者説明	西地研
5 月	クラスづくりのための人間関係づくり 部活動における人間関係づくり	教育振興会 理事会・総会 クラス懇談会 公開授業週間	職員完全衛星委員会 西地研
6 月	思春期講座 生活体験発表		学校運営協議会 職員完全衛星委員会 西地研
7 月	いじめに関する調査 球技大会	三者面談	職員完全衛星委員会 西地研・学警連 県下一斉少年補導
8 月	校外定例巡視	三者面談	
9 月	生徒会長選挙 生徒総会		職員完全衛星委員会 西地研
10 月	修学旅行		職員完全衛星委員会 西地研
11 月	よりより人間関係づくり	学校評価アンケート	学校運営協議会 職員完全衛星委員会 西地研
12 月	いじめに関する調査 対策の中間検証	三者面談	職員完全衛星委員会 西地研 県下一斉少年補導
1 月	定時制合同文化祭		職員完全衛星委員会 西地研
2 月	体罰に関する調査	学校評価アンケート	学校運営協議会 職員完全衛星委員会 西地研
3 月	対策の検証・評価	教育振興会 理事会	職員完全衛星委員会 西地研

「いじめの早期発見」年間計画 定時制の課程

	学校行事等	家庭との連携	地域との連携
4月	面接週間 授業・HRでの観察 学年間・職員間での情報交換	担任・部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談、意見箱
5月	授業・HRでの観察 学年間・職員間での情報交換	担任・部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談、意見箱
6月	授業・HRでの観察 学年間・職員間での情報交換	担任・部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談、意見箱
7月	いじめに関する調査 授業・HRでの観察 学年間・職員間での情報交換	三者面談 担任・部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談、意見箱
8月		三者面談 担任・部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談、意見箱
9月	授業・HRでの観察 学年間・職員間での情報交換	担任・部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談、意見箱
10月	授業・HRでの観察 学年間・職員間での情報交換	担任・部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談、意見箱
11月	授業・HRでの観察 学年間・職員間での情報交換	学校評価アンケート 担任・部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談、意見箱
12月	いじめに関する調査 授業・HRでの観察 学年間・職員間での情報交換	担任・部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談、意見箱
1月	授業・HRでの観察 学年間・職員間での情報交換	担任・部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談、意見箱
2月	体罰に関する調査 授業・HRでの観察 学年間・職員間での情報交換	学校評価アンケート 担任・部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談、意見箱
3月	授業・HRでの観察 学年間・職員間での情報交換	担任・部活動顧問との情報交換	スクールカウンセラーとの面談、意見箱

3 相談窓口

相談窓口	相談内容	受付時間／連絡先
24時間 子供SOSダイヤル	子どものSOS全般 (子ども、保護者向け)	24時間対応／0120-0-78310 (なやみいおう) ※匿名相談可
総合教育センター の面接相談	学校生活、家庭生活、子どもの 心や発達に関する教育相談 (子ども、保護者、教職員向け)	(予約受付) 平日 9:00～17:00／0537-24-9738 (相談日) 掛川会場：月～金、沼津会場：水・金
教育相談 ハロー電話 「ともしび」	子どもの悩み相談、保護者の教育 相談 (子ども、保護者向け)	平日 (年末年始を除く) 10:00～17:00 東部：055-931-8686 (ハロ-ハロ-) 中部：054-289-8686 西部：0537-24-8686 ※匿名相談可
若者こころの 悩み相談窓口		24時間対応／0800-200-2326
静岡県LINE相談		平日 14:00～22:00、土・日・祝日 14:00～21:00 ID: @shizuokasoudan ※匿名相談可
こどもの人権110番 (静岡地方法務局)	いじめ・DV・差別、誹謗中傷など 人権に関する相談	平日 8:30～17:15 (年末年始を除く) ※匿名相談可 0120-007-110 (ゼロゼロなの ひゃくとおばん)
LINEじんけん相談 (静岡地方法務局)	上記相談と同じ	平日 8:30～17:15 (年末年始を除く) ※匿名相談可 ID: @linejinkensoudan
静岡県警察 少年サポートセンター (警察本部人身安全少年課)	少年の非行防止や被害少年支援に 関する相談	平日 8:30～17:15 ※県警ホームページを御参照ください。
子どもの権利に 関する相談 (静岡県弁護士会)	いじめ、体罰、学校での困り事や 児童虐待、非行などの相談	9:00～12:00、13:00～17:00 静岡：054-252-0008 浜松：053-455-3009 沼津：055-931-1848 ※初回相談無料
あざれあ相談 (静岡県男女共同参画課)	女性が抱える様々な悩み相談	月火木金 9:00～16:00、水 14:00～20:00 第2土曜日 13:00～18:00／054-272-7879 https://www.azarea-navi.jp/shisetsu/soudan/josei/ ※匿名相談可
	男性が抱える様々な悩み相談	第1・3土曜日 13:00～17:00／054-272-7880
ふじのくに LGBT電話相談	性のあり方に関する悩みごとや 困り事	第1火曜日、第3土曜日 18:00～22:00／0120-279-585 ※匿名相談可、家族・友人等相談可
静岡県性暴力被害 者支援センター SORA	性暴力被害に関する相談	(電話相談) 24時間365日 #8891／0120-8891-77 (チャット相談) 月～金 14:00～20:00 チャットはこちら→ ※匿名相談可、家族・友人等相談可
児童相談所虐待 対応ダイヤル	虐待の通告・相談	24時間対応／189 (いちはやく)

